

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	芦屋市 障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、障害者福祉に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和8年4月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>芦屋市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等に関する事務を行う。 ・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 ・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当の支給、資格喪失並びに変更等を行う。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書及び障害福祉サービス受給者証の交付をもって、支給決定された旨を通知する。 ・各種給付等の対象者が、当該給付費等の受給に際し公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座へ支給する。 ・番号法の主務省令に基づいて、芦屋市は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ・標準準拠システムへの移行及びガバメントクラウドへの移行に関する事務を行う。 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <p>情報連携のため、芦屋市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 標準準拠障害者福祉システム 5. Public Medical Hub(PMH) 6. 次期オンライン申請サービス(仮称)
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> (1)障害児福祉ファイル (2)障害者福祉サービスファイル (3)自立支援給付ファイル (4)特別児童扶養手当等ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、19条6号 別表の9、21、51、67、117の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> 8、12、25、38、60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 <p>(表における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項 <p>(表における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14、15、16、37、75、144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども福祉部福祉室 障がい福祉課、こども福祉部こども家庭室 こども政策課
②所属長の役職名	障がい福祉課長、こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	障害児福祉ファイルに関すること 郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部こども家庭室 こども政策課 上記以外に関すること 郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部福祉室障がい福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人での確認や上長による確認等の人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。		
9. 監査			
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	各システムへのアクセスが可能な職員は静脈による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	本間 慶一	課長	事後	重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目1・2の計数時点年月日	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	IVリスク対策項目 全て追加	事後	様式変更のため
令和3年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①担当部署	福祉部 障害福祉課	福祉部 障がい福祉課	事後	重要な変更には該当しない
令和3年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	障がい福祉課長	事後	重要な変更には該当しない
令和3年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 福祉部障害福祉課	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 福祉部障がい福祉課	事後	重要な変更には該当しない
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 I 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 I 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う修正
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 I 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 I 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和4年6月20日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	・各種給付等の対象者が、当該給付費等の受給に際し公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座へ支給する。	事前	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)の施行に伴う新規追加
令和5年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①担当部署	福祉部 障がい福祉課	こども福祉部福祉室 障がい福祉課	事後	重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部文書法制課文書統計係	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係	事後	重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 福祉部障がい福祉課	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部福祉室障がい福祉課	事後	重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 I 1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 I 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和6年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の通所給付申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。 また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費を支給する。 その他、児童通所支援の申請にあつての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。	・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等に関する事務を行う。	事後	重要な変更には該当しない
令和6年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給、その他、資格喪失届、その他変更届等を行う。	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当の支給、資格喪失並びに変更等を行う。	事後	重要な変更には該当しない
令和6年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証の交付を通知する。	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書及び障害福祉サービス受給者証の交付をもって、支給決定された旨を通知する。	事後	重要な変更には該当しない
令和6年4月1日	I 関連情報 2特定個人情報ファイル名	(1)障害児福祉ファイル (2)障害者福祉サービスファイル (3)自立支援給付ファイル (4)特別児童扶養手当等ファイル	(1)障害児福祉ファイル (2)障害者福祉サービスファイル (3)自立支援給付ファイル (4)特別児童扶養手当等ファイル	事後	重要な変更には該当しない
令和6年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①担当部署	こども福祉部福祉室 障がい福祉課	こども福祉部福祉室 障がい福祉課、こども福祉部こども家庭室 こども政策課	事後	重要な変更には該当しない
令和6年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長	障がい福祉課長、こども政策課長	事後	重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部福祉室障がい福祉課	障害児福祉ファイルに関する 郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部こども家庭室 こども政策課 上記以外に関する 郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部福祉室障がい福祉課	事後	重要な変更には該当しない
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 I 1対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 I 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和6年10月25日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(省略)	(省略) ・標準準拠システムへの移行及びガバメントクラウドへの移行に関する事務を行う。	事前	標準準拠システム等への移行に関する事務内容の追加
令和6年10月25日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 標準準拠障害者福祉システム(仮称)	事前	標準準拠システムの追加
令和6年10月25日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の8、12、34、47、84の項	・番号法第9条第1項 別表の9、21、51、67、117の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年10月25日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年10月25日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(主務省令における情報提供の根拠) 15、16、26、56の2、57、87、109、116項 (主務省令における情報照会の根拠) 9、10、11、15、20、53、67、68、85、108、109、110項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項 (表における情報照会の根拠) ・14、15、16、37、75、144、145、146の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 I 1対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 I 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和8年2月20日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(省略)	(省略) <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、芦屋市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年2月20日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 標準準拠障害者福祉システム(仮称)	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 標準準拠障害者福祉システム 5. Public Medical Hub(PMH) 6. 次期オンライン申請サービス(仮称)	事前	
令和8年2月20日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の9、21、51、67、117の項	・番号法第9条第1項、19条6号 別表の9、21、51、67、117の項	事前	
令和8年4月1日	II しいき値判断項目 I 1対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない
令和8年4月1日	II しいき値判断項目 I 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない